

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会 会則

(名称)

第1条 本会の名称は、「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」（以下「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、産学官連携のもと、県内における建設技術者等の育成、確保を支援することで、地域建設産業界の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、県全体の建設人材の育成、確保に関する取り組み方針を決定し、これに必要な事業を総括する。

2 協議会は、上記の取り組み方針のもと、効果的な事業を行う。

(会員等)

第4条 協議会は、次の各号に定める会員等により構成する。

一 正会員

協議会の主旨に賛同し、協議会の活動を推進するため入会した県内に本店を置く建設関連企業

二 賛助会員

協議会の主旨に賛同し、協議会の活動を賛助・後援するため入会した大学、高校、地方自治体、団体等

三 オブザーバー

国、その他会長が必要と認める団体

2 前項に定める会員等として協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書（別記様式1）を会長あてに提出し、会長の承認を得なければならない。

3 本条1項に定める会員等が退会を希望するときは、別に定める退会届（別記様式2）を会長あてに提出しなければならない。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

一 会長 1名

二 副会長 1名

三 理事 10名程度

四 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、総会において正会員の企業に属する者の中から選任する。理事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 役員任期は3年とし、その欠員が生じた場合は、欠員により新たに選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない

4 前項の規定にかかわらず、任期満了又は辞任によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで、その職を行う。

(役員職務)

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

一 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

三 理事は、会長が必要と認めた事業を審議し、協議会の運営にあたる。

四 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会、理事会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第8条 総会は、各会員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- 一 役員を選任すること
 - 二 建設人材の育成、確保に関する取り組み方針に関すること
 - 三 事業計画及び予算計画に関すること
 - 四 事業報告及び決算に関すること
 - 五 会則の制定及び改廃に関すること
 - 六 その他会長が必要と認める事項
- 2 総会は、原則として年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 3 総会の議長は会長が務める。
- 4 総会は、正会員の総数の過半数の出席（委任状・代理出席を含む）をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 会長は、総会の目的である案件について緊急に諮る必要がある場合又は軽微な事項である場合には、正会員に対し書面で賛否を求め、これをもって総会の議決とみなす。

(理事会)

第9条 理事会は、第5条に定められた役員（監事を除く）をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- 一 総会へ付議すべき事項に関すること
 - 二 総会の議決した事項の執行に関すること
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること
- 2 理事会は、必要に応じて随時開催する。
- 3 理事会の議長は会長が務める。
- 4 理事会は、役員（監事を除く）の過半数の出席（委任状・代理出席を含む）をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 会長は、理事会の目的である案件について緊急に諮る必要がある場合又は軽微な事項である場合には、理事に対し書面で賛否を求め、これをもって理事会の議決とみなす。

(会計)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の経費は、会費及びその他収入をもって充てるものとする。
- 3 正会員は年会費として、一口3万円を、毎年度一口以上負担するものとし、会長が指定した日までに、指定の口座へ入金することとする。
- 4 第4条第3項の定めにより、年度途中で各会員区分から退会した場合は、既に納入された会費等は返還しないものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、岐阜県県土整備部技術検査課に置くものとする。

(雑則)

第12条 本会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成30年6月13日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、選任された日から平成33年（2021年）3月31日までとする。

- 3 協議会設立時の会計年度においては、第10条第1項の規定にかかわらず、施行の日から平成31年3月31日までとし、第10条第3項の規定にかかわらず、年会費は一口2万円とする。

附 則

- 1 この附則は、令和2年6月5日から施行する。
- 2 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響下での事業執行を考慮し、第10条第3項の規定にかかわらず、年会費は一口1万5千円とする。

附 則

- 1 この附則は、令和4年6月7日から施行する。
- 2 令和4年度においては、第10条第3項の規定にかかわらず、年会費は一口2万円とする。

別表 第5条関係

所 属 名	職 名
一般社団法人岐阜県建設業協会	労働副委員長
一般社団法人岐阜県測量設計業協会	企画広報委員会委員長
国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学 工学部社会基盤工学科	就職担当教員
独立行政法人国立高等専門学校機構 岐阜工業高等専門学校環境都市工学科	学科長(就職担当代表)
岐阜県高等学校教育研究会工業部会 建設系分科会	担当校長
公益財団法人岐阜県建設研究センター	担当理事
岐阜県県土整備部	土木技監

別記様式1

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会入会申込書

年 月 日

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

会長 様

貴会に入会したいので、申し込みます。

1 企業・団体等の名称	
2 会員種別（○で囲む）	正会員 ・ 賛助会員 ・ オブザーバー
3 主な業種（正会員のみ）	建設業 ・ 建設コンサルタント業 ・ その他
4 事業所等所在地	〒
5 代表者職氏名	(職 名) (氏 名) ⑩
6 担当者連絡先	(職 名) (氏 名) (TEL) (FAX) (メール)

別記様式2

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会退会届

年 月 日

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

会長 様

企業・団体等の名称

代表者職氏名

㊟

貴会を退会したいので、ぎふ建設人材育成・確保連携協議会会則第4条第1項の規定に基づき提出します。

1 会員種別 (○で囲む)	正会員 ・ 賛助会員 ・ オブザーバー
2 担当者連絡先	(職 名) (氏 名) (TEL) (FAX) (メール)